



あいち

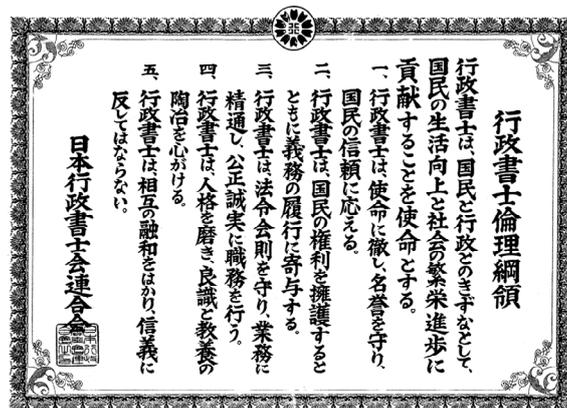
岡崎市役所

- 日本行政書士会連合会定時総会
- 平成26年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会
- 第20回自由業フレッシュマン・フォーラム10'



目次

幸福について	常務理事 鍋田 建治	1
日本行政書士会連合会定時総会		3
平成26年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会		3
第20回自由業フレッシュマン・フォーラム10'		4
建設環境部支部担当者会議開催		6
名城大学大学院科目履修謝恩会		6
大学生のための資格業ガイダンス（愛知学院大学）		8
大学生のための資格業ガイダンス（愛知大学）		8
使ってみよう！調停技法③	ADRセンター愛知次長 子安 幸代	9
民法の基本理論⑧	名城大学 柳 勝司	11
ちょっと役立ち豆知識	中央支部 金 恩瑩	13
お知らせコーナー 社労業務取扱証明書の発行について（お願い）		16
社労業務取扱証明書 発行要領		17
業務相談会のお知らせ		18
業務相談会申込書		19
会員訪問記（東名支部 小河 英仁会員）	会報委員 中村 幸司	20
支部だより		21
事務局だより		28
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		31
コスモスあいちコーナー		37
あとがき		39



幸福について

常務理事 鍋田 建治

一日が終わり、ゆっくり風呂に入る。何となく幸福感がある。でも、これでいいのだろうか？確かに金に困ることはなくなった。子供に困ることもなくなった。特別な病気もない。でも本当にこれでいいのか？ 幸福って何だろう？

1 人生を振り返って

暗黒の学生時代。パチンコ、マージャンに明け暮れ、ダメな自分に毎日悩んでいた。結婚後もそれは続き、子供のためにも少しはましな人間にならなくてはと、思いついた座右の銘が「毎日が新しい日」。明日こそはいい日にしよう、新しい日にしようと思い、毎日挫折した。

ある日、PTAの役員の話がきた。時間が取られるだけで生活のためにならないと思ったが、順番だから断れないと、言われた。その仕方なく引き受けた役員が、自分を変えて行くことになるなんて……。

2 幸福を考える

(1) 外国の人から

山のあなたの空遠く 「幸」住むと人のいふ。

ああ、われひとと とめゆきて、

涙さしぐみ かへりきぬ。

山のあなたのなほ遠く 「幸」住むと人のいふ。

(カール・ブッセ)

こうすれば自分は幸せになれる、幸せでいられると信じられる考え方・生き方(信条)がある人は幸せでしょう。(ラッセル)

我を忘れて自分の仕事に完全に没頭することができる働きびとは、最も幸せである。(ヒルティ)

人を幸せにする一番の方法は、相手の幸せになる能力を育てること。人は柵からぼた餅のように落ちてきた幸福はあまり好まない。自分で作った幸福が欲しいのだ。「幸福だから笑うのではない。

笑うから幸福なのだ。」「愛する人の幸せを願うことである。」(アラン)

わたしたちがどんな状態にいても、自然はわたしたちを不幸にするものである。わたしたちの願望が、もっと幸福な状態というものをわたしたちの心に描きだしてみせるからだ。その願望は、わたしたちがいまいる状態に、わたしたちがいけない状態の快楽を結びつける。そして、わたしたちは、その快楽に到達したとしても、そのために幸福になるということはけっしてない。わたしたちは、その新しい状態にふさわしい別の願望を持つに至るからだ。しかし幸福の追求は、ありとあらゆる人間のありとあらゆる行動の動機であり、首を吊ろうとする人もまた例外ではない。(パスカル)

(2) 幸せのかたち—七つの「奇跡」が語るもの—

・ 2人の重症心身障害児を育てたキヌエさんの本を読んだ人からお礼の手紙が来ると、キヌエさんは「世の中のお荷物にしか育ってくれなかった2人の子等が、人様のお役に立ってたんですね。本当に本当に生きていてよかったです。生きていてよかったです。ありがとうございます。ありがとうございます。」と返事を書いた。

・ しあわせ 高田敏子(詩人)

歩きはじめたばかりの坊やは

歩くことでしあわせ

歌を覚えたての子どもは

うたうことでしあわせ

中略

そんな身近なしあわせを

忘れがちなおとなたち

でも心の傷をなおしてくれるのは

これら小さな 小さなしあわせ

・ 交通事故で首の骨を折り、一切の体の自由を失った典子さんは絵手紙を描いては知人達に送る。

「ハンディは不便でも、不幸ではありません。」

- ・高齢者同士が助け合って暮らす、みずほ団地のみずほパラダイス。「私、お世話できるのがうれしいの。だからできることはしてます。おかげで幸せ。」
- ・シングルの会を通じて知り合った6歳下の女性と事実婚に踏み切った山口さんは、「欲があるとは、幸せじゃないとよ。満足したらんわけだけん。私は今満足しとるけん、もう欲しいもんは何もなかと。」
- ・本の作者（福岡賢正）は
つないだ手の温もりをただ感じること。
気の許せる人と時を共にし、たわいないおしゃべりに興じること。
日の光を浴び、季節の風を感じること。
子どもたちの笑顔につられて笑うこと。
私たちはそんなことどもの中に、実は生きる喜びを感じている。

(3) 100分で幸福論（NHK）から

幸せとは人の痛みが分ることである。（浜 矩子）
幸せとは労働したあとの休息である。（カント）
自由を追求すると孤独になる。しかしみんなとつながって承認されたい。（ヘーゲル）
ネットのつながりは、不幸を共有する幸せ。そしてネットは自由を保ちつつ、つながりをもてる。（不明）

(4) 「科学的にみた幸せになるための6つの秘訣」

- ・幸せな人と一緒に過ごすべし
- ・特技を身につけるべし
- ・自己管理をすべし
- ・笑顔を作るべし
- ・精神療法を受けるべし
- ・幸せになろうとすることをあきらめるべし（米メディア io9）

(5) 日本の芸術家から

君が今日も笑ってくれたなら
君が今日もよろこぶなら
それが 僕の幸福論（福山雅治）

誰が泣いて暮らせば 僕は笑うだろう
プラスマイナス他人の悲しみを
そっと喜んでいないか（中島みゆき）

自分を楽しむ気持ちさえあれば、
何処にでも生きる価値を見いだせる（寺山修司）

3 宗教から考える

宗教は、幸福（救い）を永遠性（神）で説明する。宇宙の一部として永遠に存在し続けると。

そして、輪廻転生のように、いつか再び生まれ変わり再生すると。でも、僕はそうは思わない。かつて仏陀が言ったように、自らが自らを救えるように修行すべきだ。そこで考えた結論は、「自分から見れば、生まれる前の時間は無限にもかかわらず0だ。そして死んだ後の時間も無限にもかかわれず0だ」。

つまり、生きている有限の時間は自分から見れば、無限の時間より長い。この無限ともいえる有限の時間をできるだけ楽しみたい。幸福感を感じながら生きていきたい。そしてそれは、自分次第。自分の考え方、感じ方でできることだ。まずは「こだわり」を捨てること。何でもありでいいじゃないか。

4 幸福のつづく明日へ

愛知県行政書士会の役員をさせてもらい、自分がさらに変化した。他人とつながる幸せ。つながるとは、人間と人間が反応し合うこと。意見をぶつけ合い、共感し合い、互いに承認し合えること。幸福とは自分の成長を確認できることであり、他人に承認してもらっていいのだろうか？役員をさせてもらっているせいか、それが得られている実感がある。幸福感もある。

ファレル ウィリアムスは「happy」で「自分にとっての幸せが、何か分かっているなら、一緒に手をたたこう」と歌っている。

アナと雪の女王では let it go
「ありのままでもいいの きっときっと幸せになれる」と歌っている。

もう少しこの幸福を続けたい。
そのためにも、コピットがんばりたい。
「毎日が新しい日」をもう一度思い出して。

行政書士に パルピテーション
特定行政書士の先は 虹色
Anything is possible.

日本行政書士会 連合会定時総会

理事 山田 安政

日 時 平成26年 6月19日(木) (1日目)
午前10時～午後5時
平成26年 6月20日(金) (2日目)
午前9時～午前10時

会 場 シェラトン都ホテル東京



このたび連合会の総会に出席しました。午前9時の受付開始を20分も前に受付を済ませて、9時前には愛知会だけほぼ全員着席していました。一番乗りです。

10時開始、総務大臣表彰等表彰状授与式があった

のですが、愛知会には表彰を受ける人はなく少し淋しい思いがしました。総会は予定通り粛々と進められ、再質問等議場の雰囲気はとても紳士的に進められました。役員の最後の挨拶の中にも、また、愛知会で何度も出席されている人も、感想が「今年ほどスムーズに行われた年はない。」とのことでした。会長選挙等がない年だったからでしょうか。

一つ、総会運営に関してですが、再質問を受け付けた場合に、再質問予定者を記録して、再質問を順番に話させて上で、まとめて再質問する答弁を執行部が行いました。

私も愛知会では、再質問に対してその場で答えていますので、再質問者が、そのままマイクでそれに対する意見を言って、議場が混乱しました。

この連合会方式を取り上げた方が、一度質問者を着席させてからの答弁となるので、「紛糾する状態」をつくらないようにできるのではないかと、思った次第です。

話を変えて、19日総会終了後の懇親会では、本日に沢山の議員の皆様が挨拶をされました。口々に、行政不服申立に対する代理権獲得問題が衆議院を通し、翌20日、参議院で成立するという内容を（前）祝いするという内容でした。

大きな行政書士法の改正がほぼ通った時期の総会ということが今回の特殊で記念すべきものだったんだなァ、との感想を入れて終わります。

平成26年度 日本行政書士会連合会 中部地方協議会定時総会

理事 竹田 雅彦

日 時 平成26年 6月13日(金)、14日(土)
場 所 ホテルグランテラス富山

日本行政書士会連合会中部地方協議会
平成26年度 定時総会



6月13日(金)午後3時30分より富山県富山市のホテルグランテラス富山において、日行連中地協総会が開催されました。日行連の中村利雄副会長と愛知・岐阜・三重・福井・石川・富山の各単位会から会長・代議員等42名が参加し、以下の議案が審議されました。

- 第1号議案 平成25年度 事業概算報告の件
- 第2号議案 平成25年度 決算報告承認の件
- 第3号議案 平成26年度 事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 平成26年度 予算(案)承認の件
- 第5号議案 理事欠員に伴う役員選任の件

議案審議終了後は各単位会から意見・要望が提案され、意見交換会が行われました。

主な意見・要望は以下の通りです。

- 中小企業庁による補助金申請サポート(ミラサポ)へ登録した会員は何名くらいか(愛知会)

- 建設関係業務の書類を補助者が提出することの可否について、各県の現状はどうか（愛知会）
- 賃貸住宅トラブルに対する相談会は各単位会でのように活動しているか（福井会）
- 成年後見制度にかかる親族調査等業務の官民受託の進捗状況について（富山会）
- 公共機関での定例無料相談会の開催状況について（三重会）
- 経審において建労や民商が事実上書類作成代理並びに提出業務を行っている事例があるが、これにどう対処するか（三重会）
- 補助者にも倫理研修が必要と思うが、各単位会ではどのように取り組んでいるか（三重会）
- 行政機関が作成する申請の手引き等に、書類作成代行業務は行政書士および行政書士法人しかできないことを明記徹底するよう総務省に働きかける

べきである（愛知会）

- 行政書士制度広報月間において市区町村の後援を取り付け、PRポスター・チラシ等に後援名義を使用できるよう、協力依頼を積極的に行って欲しい（愛知会）
- 官公庁と各単位会で防災協定を締結する動きが進んでいるが、実際に災害発生により防災協定が適用された例はあるか。また、派遣される行政書士の人件費・物件費等の負担はどのように取り決めているか（石川会）

意見交換会では、予定時間を超えても活発に議論され、有意義な総会となりました。

総会終了後、参加者全員で記念撮影を行い、各参加者が個別に意見交換し、親交を深めました。

第20回自由業フレッシュマン・フォーラム10'

広報部

日 時 平成26年6月18日(水)

午後6時30分～午後9時

場 所 キャッスルプラザ 4階「鳳凰の間」



梅雨に入り紫陽花の花が美しく咲く季節の中、第20回自由業フレッシュマン・フォーラム10'がキャッスルプラザ4階「鳳凰の間」にて開催されました。

今回は節目となる20回目の開催ということで、約280名の方が参加され、会場内は活気に満ちあふれた雰囲気の中で盛大に開催されました。

この「自由業フレッシュマンフォーラム」は愛知県内の9土業10団体（愛知県司法書士会・愛知県社会保険労務士会・愛知県土地家屋調査士会・公益社

団法人愛知県不動産鑑定士協会・愛知県弁護士会・東海税理士会・名古屋税理士会・日本公認会計士協会東海会・日本弁理士会東海支部・愛知県行政書士会）から成る名古屋自由業団体連絡協議会が、新入会員相互のふれあいの場を提供し、情報交換と親睦を図り、土業間のネットワーク作りの一助となることを趣旨としています。

今回は次年度チーフ当番会である名古屋税理士会が司会・進行を務め、乾杯の挨拶の後、各テーブルで一斉に名刺交換が始まりました。仕事上での情報交換や他土業の業務内容等、どのテーブルも笑顔で活発な意見交換がされていました。今回は例年より懇親会時間を30分間長くし、より一層の交流・親睦を深め、有意義な時間を過ごせたと思います。

また、当日の懇親会の様子、参加された先生方の写真、インタビュー等が愛知県行政書士会ホームページ内の会員ページにアップされていますので、是非ご覧ください。

第20回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して ～270名を超える新入士業者が一堂に！～

一宮支部 林 麗子

第20回自由業フレッシュマン・フォーラム10'



登録3年目までの士業者が集まるこの交流会を、開業2年目の私は大変待ち望んでいました。しかし開催10日前、右眼に大きなモノモライができてしまいました！

治れ治れと念じ何かの靈験あらたかになったか腫れはやや引きましたが、

コンタクトの装用ができません。背に腹は代えられず眼鏡で出席したのですがあまり具合が宜しくなく、フォーラムが始まると直ちに外してしまいました。

270名を超える新入士業者と役員さんで、会場内はいっぱいでした。

視力矯正なしの私はやや消極的でしたが、それでもテーブルを同じくした他士業者の方々や、こちらに来て下さった他支部の方と親しくなることができました。また行政書士会役員の先生方にも声をかけていただき、緊張をほぐすことができました。

丁度私が今関わっている案件で、土地関連の疑問がありましたので、土地家屋調査士さんに尋ねてみました。しかし「土地」という文字は入っているが調査士の範囲ではないとのお答え…それではと次は不動産鑑定士さんに尋ねました。すると「不動産」の話ではあるが鑑定士の仕事ではないと…そして辿りついたのが、私たち行政書士と関わりの深い、司法書士さんでした。

「士業」と一括りにしてみても、各々が扱う仕事の種類や内容には無知なものだと実感しました。

中でも、私たち行政書士の業務範囲の広さは群を抜いているかと思えます。

今の私は「何でもやります」と言っているのですが、それではあまり印象に残らないのだろうなとも感じました。

大した繋がりもなくこの世界に飛び込んだ私には、自信をもってアピールできる業務は無きに等しいです。しかしこれから先、「林さんといえば●●」と覚えてもらえる業務を作るよう努力していきたいと思いました。

第20回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して ～士業間の連携～

東三支部 水野 悠

第20回自由業フレッシュマン・フォーラム10'



去る6月18日、第20回フレッシュマンフォーラム10'に参加させていただきました。

私は行政書士登録が今年の5月1日だったため、今年のフォーラムには参加が間に合わず、20回という節目の会に、初めての参加となりました。

他士業の方々のご挨拶とお話をする中で、非常に興味深いと感じました。

通常の業務の中で、例えば「相続」を扱う場合、遺産分割協議書作成を行政書士が、登記関係を司法書士が、相続税関係を税理士が、というように各士業間で連携をとりつつ、分業体制を整えることとなります。

一方で、私の主要業務でもある「著作権」を扱う業務においては、ある意味で弁理士との競合分野となります。しかし、今回のフレッシュマンフォーラムで弁理士の方々とお話する中で、大まかに競合ととるのではなく、扱う業務の範囲をしっかりと認識し、時には分業と考えるていくことの重要性を感じました。

また各士業間の業際問題についても、分業体制をとり、連携をとれる状況を整えることこそが大切であることも改めて感じました。

こういった連携を、広域で形作る非常に貴重な機会に、終電の都合で中座させていただいた二次会も含めて、参加することができたことを感謝しております。

建設環境部支部 担当者会議開催

建設環境部

- 日時 平成26年6月25日(水) 午後2時から
場所 会館3階会議室
構成員 23名 欠席者なし
議題 ①平成26年度の本会建設環境部予定事業について
②支部建設環境部の予定事業、本会建設環境部への要望
③建設業許可申請等の申請窓口における現状(トラブル等)について
④その他

定刻に長瀬部員の司会により西川副会長が開会を宣し、会長の挨拶の後、参加した各支部担当者の自己紹介を経て議事に入りました。

まず、浅井部長が、会議の目的について説明し、議題①の本会建設環境部が今年度予定する事業の内容及び概ねの実施時期について説明しました。

議題②については、各支部から提出していただいたアンケート(回答)をもとに意見交換しました。専門業務部制施行後、担当者会議開催のたびに支部建設環境部の立ち上げと活動をお願いしてきたものの、建設環境部としての活動はほとんどしていない支部などもあり、研修の場は本会の研修会のみという環境にある会員がいるなど、そのあり様は、支部によって大きく異なっていることとそこにある課題の解決は、支部によってはとても難しい状況にあることも確認できました。それに伴い本会の部への要望も支部により大きく異なっていました。部としては、これらの課題の解決に向けた協力を惜しまない旨をお伝えし、次の議題に移りました。

議題③については、部長が、全会員に周知した県からの要望文書について説明し、支部における状況の報告を求めましたが、さしたる情報はありませんでした。部長から今後の情報提供をお願いし、次の議題に移りました。

議題④は、所管分野における本会と支部、支部と支部の間の連携が議題となり意見交換されました。部長からは、議題②の報告を踏まえ、所管業務について支部での研修会等の機会がない会員を考慮に入れ、事業執行にあたる旨を伝えました。

午後4時35分、副会長の閉会の挨拶をもって終了しました。

名城大学大学院 科目履修謝恩会

企画情報部

- 開催日時 平成26年7月12日(土) 午後5時
開催場所 名城大学 タワー75 スカイクルーズ
出席者 名城大学関係者
中根 敏晴 学長
佐藤 文彦 法学研究科科長
柳 勝司 教授
榎本 雅記 教授
井奈波 重雄 法学研究科事務長
山内 光子 法学研究科主事

行政書士会関係者

- 山田 高嗣 中地協会会長
大橋 一成 岐阜会会長
田中 良典 三重会副会長
佐々木 直樹 福井会副会長 始め20名

履修生6名



本年、4月12日から始まった科目履修も、7月12日の講義をもってすべて終了いたしました。最終講義後に、中根学長をはじめ名城大学関係者、履修生、行政書士会関係者の総勢26名で謝恩会を開催しました。

中根名城大学学長にご挨拶を頂き、山田高嗣会長による挨拶と連合会会長メッセージ代読、履修生代表のお礼のことば、花束贈呈と続き、懇親会に入り盛会のうちに終了をいたしました。

毎年、大学院において、行政書士向けの科目履修を開講していただいている名城大学の温かいご厚情に感謝して報告とさせていただきます。

名城大学大学院科目履修をおえて

名古屋支部 中村 修一



1. 科目履修まで

行政書士登録をして、行政書士会の制度としてこの科目履修ができることを初めて知りました。願書を提出する期限を忘れていた私は、締め切り当日補助者さんに母校の大学に卒業証明書と成績証明書を取りに行ってもらい何とか受講資格を得ることが出来ました。その代償として大学の成績があまり芳しくないことを事務所中に知られることになりましたが・・・。

学生時代は経済学部でかつラグビーばかりに明け暮れていたもので、法律の勉強をしたのは行政書士試験が初めてといった状況でした。特に民事法務を中心に業務をしているので民法の学習ができることは非常にありがたい機会だと捉えていました。

2. ゼミ形式の研修

無事入学を許され、履修の案内をいただいてビックリ。講義形式ではなくゼミ形式での受講とのこと。レポートが義務付けられ順番に発表をしていくと書いてあるではないですか。きっと受講生が多いから1本レポートを書けばいいだろうと高をくくっていたのですが、書面のもう少し下に「3回程度のレポートを」と書いてありました。厄介なことになったなあと思う反面、楽しみでもありました。

3. レポートに四苦八苦

今期は民法の総則がテーマとなっており、「その判例について調べ、問題点を指摘し、私見を述べる。その発表をもとにゼミ生で議論をしていく。」という進行スタイルです。各自が発表テーマを決めるの

ですが、総則分野は私の苦手なところ。総則より相続が良かったなあと思っていたら、柳先生から民法に関する判例であれば実務で扱っている分野を中心にしても良いとのこと。より実践的な学習ができると嬉しくなりました。

しかし、現実にレポートを作成しようと思うとテーマ選びから判例の選択、法律構成の確認など四苦八苦しました。その上で私見まで入れなければならない。相続関係のテーマを扱ったのですが、判例に対する賛否というよりも実務上で感じていることを中心に私見を述べることになりました。

柳先生からは、かえって実務の現場が垣間見えて楽しかったとお褒めの言葉をいただきホッとしたものです。

4. もっと受講生が増えれば・・・

今期の受講生はそれぞれの専門業務も年齢もバラエティに富んでいて、レポートのテーマも興味を持っている分野も多種多様で大変楽しく勉強を続けることが出来ました。実務家として知っていたほうが良い法律の考え方を改めて身に着ける絶好の機会になったのではないかと感謝しております。

ただ、受講者が予想に反して少数だったことが残念に思えてなりません。行政書士だからこそこのような学びの機会が得られていることに鑑みると、もっと多くの方が受講していただければ、行政書士全体として更なる社会の期待に応えることが可能になるのではないのでしょうか。行政不服申し立てに対しての代理権が認められた今、行政書士の持つ可能性をより高めるためにも、是非たくさんの方にこの制度を利用して受講していただきたいと思えます。

5. 最後に

今回ご指導いただいた名城大学大学院の柳勝司教授をはじめ、名城大学大学院の関係者のみなさま、並びにこのような機会を与えてくださった行政書士会関係者の皆様に心より感謝申し上げます。この科目履修制度が長きに渡って続いていくことを願いつつ、また来期の参加希望を合わせて表明してご報告とさせていただきます。

大学生のための資格業 ガイダンス(愛知学院大学)

広報部

日 時 平成26年 6 月 9 日(月)
午後12時30分～午後 3 時30分
場 所 愛知学院大学名城公園キャンパス
出席者 愛知県行政書士会
広報部長 子安 幸代
広報部次長 岡田 英紀
広報部員 山田 安政
広報部員 袴田 崇



名古屋自由業団体連絡協議会による「大学生のための資格業ガイダンス」が愛知学院大学名城公園キャンパスにて行われました。例年は、同大学日進キャンパスで行っていましたが、4月にオープンした名城公園キャンパスにて開催しました。9士業10団体の担当者が学生達に資格試験の勉強方法、資格取得後の活用方法等の説明、相談を行いました。

チーフ当番会の愛知県司法書士会中島正博副会長の挨拶の後、12時30分よりスタートしました。開始直後から終了時刻の3時30分まで、ほぼ途切れる事なく、多くの熱心な学生達が各会のブースを訪れ、大変盛況でした。当会には、15名の学生が訪れ、試験に合格するための勉強方法、仕事内容等の説明を担当者から熱心に聞いていました。また、学生達からも多くの質問もあり、今後のスキルアップのためにメモをとる学生もいました。

資格業ガイダンスを通じ、多くの学生達に行政書士に興味・関心を持っていただきたいと思います。

大学生のための資格業 ガイダンス (愛知大学)

広報部

日 時 平成26年 6 月 24 日(火)
午後12時30分～午後 3 時30分
場 所 愛知大学名古屋キャンパス
出席者 愛知県行政書士会
広報部長 子安 幸代
広報部次長 岡田 英紀
広報部員 袴田 崇



梅雨の合間の晴れ渡る中、愛知大学名古屋キャンパスにおいて、9士業10団体による「大学生のための資格業ガイダンス」が開催されました。

昨年の開催場所は、講義棟5階の教室で行われましたが、今回は昨年の反省を踏まえ、より学生達が多く集まる図書館1階ディスカッションルームにて行われました。チーフ当番会の愛知県司法書士会中島正博副会長の挨拶の後、12時30分よりスタートしました。相談会場は、図書館とガラス張りで仕切られ、図書館で勉強している学生達からも相談風景がよく見える場所で、多くの学生たちが訪れました。全体の訪問者は、昨年よりも増え、40名の学生が訪れました。当会には2番目に多い6名の学生が訪れ、既に資格を取得している学生や今年11月の試験に受験を予定している学生もいました。昨年の試験問題を使い、最近の試験問題の傾向、重点科目の勉強方法等を自分自身の経験を踏まえながら説明しました。

3大学での資格業ガイダンスを終え、学生達の行政書士の業務及び行政書士試験の興味・関心は非常に高く感じられました。今後、相談に来られた学生達の中から多くの方が我々の仲間に加わってほしいと思います。

使ってみよう！ 調停技法③

～アサーティブ・コミュニケーション～

ADRセンター愛知次長 子安 幸代

1. はじめに

前号では、自分も相手も尊重し、より良い人間関係を築くための表現、アサーティブ・コミュニケーションに触れました。アサーティブ・コミュニケーションでは相手の話を「聴く」ことに重点が置かれているため、相手方の言いたいことを引き出すための技法として傾聴スキルが活用されます。この技法は、ADR調停においても、手続実施者が当事者から事案の内容を引き出すために非常に重要な役割を果たします。今回は傾聴技法をさらに具体例を挙げてご紹介します。

2. 「開かれた質問」・「閉じた質問」

手続実施者がADR調停技法として、活用する傾聴スキルの中で中心となるのが、「開いた質問」・「閉じた質問」です。この質問技法はADRの場面のみならず、コーチング、カウンセリングなど、活用場面は多方面に亘っています。

ADR調停を進める時、ADR手続実施者は、まず紛争に関する情報をできるだけ多く収集する必要があります。集めた情報をもとに、次の展開を考えなければならぬので、正しく判断するためには多くの情報を得て、分析し、当事者の考えや、思いを探ることが大切になってきます。そこで使われるのが、「開かれた質問」という技法です。これは、当事者に説明を求めるタイプの質問形式で、具体的状況・時間経過後の状況・感情などについて知りたい場合に活用します。この質問は、答える内容が回答者に委ねられています。回答者は自由に自分で言葉を選んで答えることができるので、情報量が多く、話題を広げる効果があります。そこで、この技法はADR調停の開始から前半において多用されます。質問する際のポイントは、回答者により多く話してもらい、情報を多くつかむために、質問を複雑にせず、答えやすいような言葉を選ぶことです。

他方、当事者がイエス・ノーで答えられる「閉じた質問」は、焦点を絞って、具体的な情報を得ることが出来ます。この質問形式で気をつけたいことは、得られる情報の量と質が低下する恐れがあるので、

調停の開始段階では避け、事実確認をしたい時や話題を集約して話をまとめたい場面で活用します。

例えば、行政書士の仕事について知りたいとき、「行政書士の仕事について聞かせて下さい」との質問に対して、回答する側は、書類作成、許認可申請遺言・相続に関する書類作成などの一般的な業務内容に関することや、自分の取り扱っている業務についての詳細な説明、なぜその業務を専門に取り扱うことになったのか、という話題など、回答者がどのようにテーマを選んでどのように答えてもよい、という選択の自由があります。その回答の中には、さらに、話題を広げたり、掘り下げたりするような内容が含まれている場合もあります。

他方、「仕事は、毎日大変ですか」と「閉じた質問」形式で質問すると、回答者が話し上手な人でない場合には「はい、大変です」と、そこで途切れてしまうこともあります。

当事者が主体的に話すことによって、互いを理解させ、当事者間の対話が促進されるよう援助していく自主交渉援助型ADRにおいては、「開かれた質問」・「閉じた質問」の適切な使い分けが非常に重要になってきます。

「開いた質問」・「閉じた質問」の言葉の意味を理解することは容易ですが、実際に相談者と向き合ったとき、どのようなタイミングで「開いた質問」・「閉じた質問」をするのが効果的か、ということを知って活用するのはとても難しいことです。それは、調停の場を作り、当事者の対話促進を進めていく立場の者にとって、会話のキャッチボールに待たないからです。

3. 言い換え

(1) パラフレージング

当事者が語った事柄を、調停人が意味を変えずにそのまま別の言葉を使って言い換える技法です。当事者の話を理解していることを伝えることができ、感情を受け止め、緊張を和らげる効果があります。手続実施者は、あなたことば（You Message）を私ことば（I Message）に、主観的な表現を客観的な表

現に言い換える作業をします。言い換えをするときには、言い換えた表現が同意していると思われなように気をつけます。

例えば、「・・・だから、あなたが悪い。」というあなたことばを手続実施者は、話し手に「あなたは（そのことを）不快に思っただけなのですね。」と私ことばに言い換えます。客観的に表現された言葉から、話し手は自身の感情を自覚し、相手方は話し手の感情を知ることが出来ます。話し手は、相手方に自分の今の感情を知ってもらうことができ、相手方は、責められているのではないことを理解し、次の段階への対話を持てる可能性が高くなります。

(2)リフレイミング

当事者が示した事柄を、調停人が別の角度から言い換えることで、話の方向付けをしたい時に有効です。また、別の角度から表現することで、枠組みを揺さぶっていきます。

例えば、『事故があったらしいけど、電車が遅れて散々だったよ。30分も遅れてやっと乗れたと思ったらすし詰めで・・・一時間も立たされちゃったよ。』を感情面に主眼を置いて言い換えてみると、『事故の影響で、電車が遅れた上に混雑にあわられて、大変お疲れになったということですね。』というように、『・・・という理由で、・・・と感じていらっしゃるのですね』と、感じている事実即して言い換えます。ADR調停は、同席調停形式ですので、話し手とその相手方も話の内容を聞いています。受け手の評価やアイデアを加えず、発言趣旨の範囲に限定して、中立的な立場からの表現（言い換え）をすることが手続実施者には求められます。

人を責める表現も、中立的な表現で言い換えられれば、相手方は、話し手の感情を受け止めやすくなります。こうした技法を活用して、手続実施者は当事者の相互理解のための第一歩を踏み出す手助けをします。

例えば、『こっちだって、法律法律って言いたくないですよ。でも、いつまで経っても一向に契約してくれないし、そのくせメールでこっちの都合も聞かずに今日中にやっといてみたいなのが次々来るんですよ。いくらなんでもひどくないですか。』と相手方を責める話し手の表現を、リフレイミングによって『一方的なメールでの仕事依頼が続いていると当惑されているということですね。また、契約をはやく結んでほしいと希望されているということでしょうか。』というように言い換えられると、話し手の要

求が見えてきます。そこで相手方は、その要求に対する対応についてどのようにするかを検討、あるいは、回答をすればよいのだ、ということが分かり、感情に流されず、建設的な意見を出しやすくなります。

4. トレーニングのすすめ

当事者のスムーズな会話を促進し、自主交渉援助型ADR調停を成功させるには、質問の手法の選択、質問のタイミングがカギを握ります。傾聴や調停技法についての実践的場面を想定したトレーニングが盛んにおこなわれているのは、そのためです。

仕事場で、家庭で、会議で、意識して使ってみると、相手の方の答え方、表情もこれまでとは違って見えるかもしれません。それが、人間関係の変化を生み出すかもしれない、そんな期待が傾聴スキルにはあるからこそ、今こんなに注目されているのでしょう。こんな素敵な効果を持った傾聴スキル、身近なところで使って、コミュニケーション力を磨いてみませんか？

【参考文献】

一般社団法人 日本商事仲裁協会
調停人養成教材・基礎編 2006年度版
(この教材はどなたでも自由に無償で利用できるものです)

クリストファー・W・ムーア 著
レビン小林久子 訳・編
「調停のプロセス」日本加除出版

鈴木有香著
「人と組織を強くする交渉力」自由国民社

民法の基本理論⑧

代理人と契約を結ぶ場合の注意点

名城大学法学部教授 柳 勝司

(1) はじめに

名城大学大学院法学研究科の「民法1」の授業において、愛知県行政書士会の会員の方が、相続によって無権代理人の地位と本人の地位とが同一人に帰属した場合の最高裁判決について報告をされた。報告者は、最高裁の判決を理論的・統一的に理解することは困難であると述べておられた。

私も同感であるが、相続によって無権代理人の地位と本人の地位とが同一人に帰属した場合の最高裁の判決を検討することに関連して、代理人と契約を締結する際に注意をしなければならない事柄について検討をしたいと考える。

(2) 最高裁判決

相続によって無権代理人の地位と本人の地位とが同一人に帰属した場合の最高裁判決としては、次のようなものであるが、有名な判決でもあるので、まず、紹介だけをする。

①無権代理人が本人を相続した場合、本人が自ら法律行為をしたのと同様な法律上の地位を生じるとして、無権代理人が本人を相続すると相手方との間において契約が有効に成立する（最高裁昭和40年6月18日判決民集19巻4号986頁）。

②無権代理人が本人を他の相続人と共に共同相続した場合、共同相続人全員が共同して追認しない限り、無権代理行為が有効となるものではないとして、無権代理人が共同相続によって本人を相続すると、相手方との間において契約が有効に成立することはない（最高裁平成5年1月21日判決民集47巻1号265頁）。

③本人が無権代理行為の追認を拒絶した場合には、その後に無権代理人が本人を相続したとしても、無権代理行為は有効にはならない（最高裁平成10年7月17日判決民集52巻5号1296頁）。

④相続人たる本人が被相続人の無権代理行為の追認を拒絶しても何ら信義則に反しないから、被相続人の無権代理行為は本人の相続により当然有効となるものではない（最高裁昭和37年4月20日判決民集16巻4号955頁）。

⑤無権代理人を本人と共に相続した者がその後更に本人を相続した場合においては、当該相続人は本人の資格で無権代理行為の追認を拒絶する余地はなく、本人が自ら法律行為をしたと同様の法律上の地位ないし効果を生ずる（最高裁昭和63年3月1日判決家月41巻10号104頁）。

(3) 最高裁判決の検討

しかし、これらの判決は、報告者も言うように、判決を相互的に見た場合には、論理的に理解できない。私見に基づいて検討すると、次のような問題点がある。

①の判決だけを見ると、無権代理人が、本人の地位をたまたま相続したことを利用して、履行を拒むことは信義則に反する行為であるように思えるので、①の判決は一見すると妥当のように見える。ところが、②の判決は、共同相続の場合は、無権代理人は相手方に対して履行義務を負わないとしており、①の判決と論理的な整合が取れていない。学説のなかには、①の判決の射程範囲は単独相続の場合だけであるとして、その以上の検討をしない見解もあるが、②の判決は理論的には理解できない。①の判決の理論に従えば、②の判決の事案においては、無権代理人に履行義務を課し、しかし、共同相続であるので、他の相続人が目的物を相続したことにより、無権代理人（＝本人）が目的物を引渡ができないとか、目的物の所有権を移転させることができないことが生じるが、その場合には、無権代理人（＝本人）に債務不履行責任や担保責任（民法561条参照）が課されることになるはずであり、共同相続においても①の判決を変更する必要はないのである。

⑤の判決は、無権代理の地位を本人と共に相続し、その後、本人の地位を相続すると、相手方との契約は有効になるとするが、無権代理人の地位を本人が相続しても、④の判決によれば、本人は履行を拒絶できるのであり、そのような本人の地位が相続されたのであるから、本人の地位を相続した者は、やはり、履行を拒絶できるはずであるが、⑤の判決は履行しなければならぬとしている。⑤の判決は、④

の判決との関係においては、理解できないことになる。

③の判決についていうと、無権代理人が本人を相続したのであるから、①の判決により、無権代理人は契約が有効になることを信義則上認めなければならないのであるが、たまたま、本人が無権代理行為の追認を拒絶した後に死亡して相続が開始したことにより、無権代理人がした契約は有効とはならないとしている。しかし、無権代理人は無権代理行為をしていながら本人を相続していることにおいては、③と①の事案は同じであり、①の判決と異なる③の判決については理解できない。

以上のように、各判決は、相互的に見た場合には、理論的に理解できないのであり、各判決は事案ごとに場当たりの出されているかのように見えるのである。

(4) 相手方の態様を問うことなく無権代理行為を有効とする理論について

また、各判決の理論はともかくとしても、結果の妥当性についても検討する余地があると思われる。つまり、事案解決の妥当性を問題とすると、代理行為の相手方の態様についても考慮すべきであるということになる。

そのような観点から、相続によって無権代理人の地位と本人の地位とが同一人に帰属した場合に、無権代理行為の相手方の故意や過失といったような態様を問うことなく、無権代理行為が有効となるとする①と⑤の判決には問題があると思われる。

代理人と称する者と取引をする相手方が、代理人として行為する者に代理権がないことを知っていたり、注意を払えば代理権のないことに気づくような場合にも、無権代理行為を有効としなければならない理由はない。

(5) 代理人との取引

一般論として、代理人であると称する者と取引をする場合には、本当に代理人であるのかを調査しなければならない。委任状などは当然であるが、実印や印鑑証明などのような代理人としてふさわしいものを所持しているか、代理権の範囲はどこまでかということを、注意深く調べる必要があり、さらには、代理人に対してだけではなく、本人にも、代理権をどの範囲で授与しているのかということを確認すること、最終的には、必要である。要するに、無権代理人と取引をした場合においては、代理権の

有無について過失無く調査をした者だけが保護を受けるのである（民法117条参照）。

①と⑤の判決は、無権代理行為の相手方の過失の有無を問うことなく、たまたま本人と無権代理人との間で相続があったということで、無権代理行為が有効になるというのであり、民法の基本理論から外れているといえる。

判決の理論が整っているかとか、他の判決の理論と調整が取れているか、判決の理論の射程距離はどうかといったようなことの検討も重要であるのかもしれないが、そのようなことに振り回されることなく、行政書士のように契約の締結に携わる者は、代理人と取引をする場合には、前述したように、注意深く行為すべきであるということに尽きる。過失無く行為をしているならば、民法109条・110条・112条の表見代理や、無権代理として民法117条2項の保護が与えられることにもなる。

なお、冒頭で述べた大学院の授業において、別の行政書士の方が、代理行為について報告をされ、その報告の最後に、代理人と取引をする場合には、電話一本で済むので、必ず本人と直接連絡を取るべきであるということ、強調されていた。

(6) まとめ

相続によって無権代理人の地位と本人の地位とが同一人に帰属した場合の一連の最高裁判決があるが、それらの判決に振り回されることなく、代理人と称する者と取引をする場合は、代理権の有無や代理権の範囲について注意深く調査をすべきであり、本人に確認を取ることが必要である。代理人と取引をする場合には、過失無く注意深く行為することが全てである。

ちょっと役立ち豆知識

特別永住者の「国籍」と「本国法」

中央支部 金 恩 瑩

昨今、終戦前後に朝鮮半島から来日した特別永住者1世（80代～）及び2世（60代～）の高齢化に伴い、特別永住者を被相続人とする相続手続きが増えています。外国籍を有する者を被相続人とする相続については、法の適用に関する通則法36条の規定により、被相続人の本国法が準拠法となります。

そこで、被相続人である特別永住者の外国人登録証明書又は特別永住者証明書の国籍・地域欄（以下「登録上の表示」と略します）に「朝鮮」と記載されている場合と「韓国」と記載されている場合にそ

れぞれの準拠法となる本国法の決定はどのようになるのでしょうか。

今回は、朝鮮半島出身という歴史性は同一であっても、登録上の表示が異なるに至ったその歴史的背景を時代の変遷とともに確認し、出身地域の分断による帰属意識の問題など、特別永住者の国籍と本国法の決定における特殊な事情をみていきたいと思います。

(1) 特別永住者の「国籍」と外国人登録上の「表示」の変遷

年表	主な出来事	国籍	外国登録上の表示
1910年	日韓併合条約 締結	「日本」	—
1945年	ポツダム宣言 受諾	「日本」	—
1947年	旧外国人登録令 施行 (後の外国人登録法：H24年廃止)	「日本」	一律「朝鮮」
1948年	朝鮮半島：「朝鮮民主主義人民共和国」 「大韓民国」二国へ分離独立	「日本」	一律「朝鮮」
1950年	国籍法 施行 法務府民事局長通達五五四号により、 ※国籍表示「朝鮮」→「韓国」変更受付	「日本」	「朝鮮」「韓国」
1952年	サンフランシスコ講和条約発効	日本国籍「離脱」	「朝鮮」「韓国」
1953年	朝鮮戦争休戦により南北分断 (朝鮮戦争：1950年～1953年)		「朝鮮」「韓国」
1965年	日韓基本条約 締結 (在日韓国人の法的地位協定)		「朝鮮」「韓国」

1966年	「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（入管特別法）」施行 外国人登録上表示「韓国」者に『協定永住資格』を付与 ※永住資格取得のため「朝鮮」⇒「韓国」へ変更者が増加	「韓国」 (韓国官憲発給の国籍証明書提出者)	「朝鮮」「韓国」
1991年	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（入管特例法）」施行 外国人登録上表示「朝鮮」者も含め『特別永住者』に一本化（*）	「韓国」 (韓国官憲発給の国籍証明書提出者)	「朝鮮」「韓国」

（*）「特別永住者」には、台湾籍の永住者等も含まれる。

（2）朝鮮半島出身者の「国籍」と「本国法」

サンフランシスコ講和条約発効（1952年4月28日AM10時30分）により、朝鮮半島出身者は日本国籍を離脱することになりますが、朝鮮戦争により、来日時はひとつだった祖国が二国へ分断されたことで、どちらに帰属意識を持つか、どちらの国を選択するかを迫られる難しい問題を抱えることになります。

その後1965年に日本は韓国と国交を結び、外国人登録上「韓国」表示の者を「韓国」国籍と正式に認め、協定永住資格を付与しました。しかし、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）とは現在まで国交を結んでおらず、外国人登録上「朝鮮」表示は国籍を示すものではなく、あくまで出身地域を示すものとされています。

では、「朝鮮」表示の者を被相続人とする場合に「朝鮮」表示が国籍を示すものでないとすると、適用する本国法の決定が問題になります。そして本国法の決定においては国籍も決定しなければなりません。

人の国籍は、その国籍があるとされる国の法律によって決めることが定められています。（「国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約」第1条—2条）また、各国は「国籍法」においてその取得及び喪失について規定しています。

よって、「朝鮮」表示の者の国籍については、出身地域である朝鮮半島つまり現在の韓国と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）のそれぞれの国籍法の規定により決定されることとなります。

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の国籍法には、「共和国創建（1948年9月9日）以前に朝鮮の国籍

を所有していた朝鮮人及びその子であって、その国籍を放棄しない者は朝鮮民主主義人民共和国公民である（同法第2条1項）」と規定しています。

一方、韓国で国籍法が施行される前に制定された「国籍に関する臨時条例（1948年5月11日施行）」には「朝鮮人の父から生まれた子は朝鮮の国籍を有し、父不明又は無国籍の場合には母が朝鮮人であれば朝鮮の国籍を有する（第2条1—2）」と規定し、現在の国籍法には「出生時に父又は母が大韓民国の国民である者は出生により国籍を取得する（第2条1項）」と規定しています。これらの規定から、被相続人が両国樹立前から在留する朝鮮半島出身者であり、且つ、登録上「朝鮮」表示の者であれば、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）及び韓国どちらの国籍も有すると言えます。

しかし、実務上の取扱いにおいては、いずれの本国政府発給の旅券その他国籍を証する正式文書を所持するかによって国籍及び本国法が決定されます。

たとえ、被相続人の登録上の表示が「韓国」であっても、これら国籍証明書を所持していない場合（韓国へ出生届出をしていない等）は、当事者に最も密接な関係がある国として、現在及び過去の住所や近親者の居住地などの客観的要素、そして本人がどちらの国に帰属意識を明確に持っているかの主観的要素を考慮し本国法が決定されるとするのが国際私法上の通説となっています。

帰属意識を判断する資料の一つとして登録上の表示も含まれますが、その表示のみで本国法が決定されるものではありません。

日本は1950年から登録上の表示を朝鮮から韓国へ変更することを認めてきました。現在も駐在韓国領事館発給の国籍証明書（在外国民登録簿謄本）を住所地の役場へ提出することで登録上の国籍・地域欄の変更をすることができます。このような行政上の取扱いがなされていることもあり、被相続人の登録上「朝鮮」表示が本人の帰属意識を判断する客観的要素となっている側面も否定できません。しかし、上記のとおり、登録上の表示＝国籍と簡単に判断できない特殊な事情があることも実情です。

(3) 相続における準拠法

被相続人の国籍及び本国法の決定がなされた後は準拠法が問題になります。「韓国」「朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）」いずれの法律が適用されるかによって、それぞれ準拠法が異なります。

・本国法：「朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）」

朝鮮民主主義人民共和国対外民事関係法には『不動産相続には、相続財産の所在する国の法を適用し、動産相続は被相続人の本国法を適用する。但し、外国に住所を有する共和国公民の動産相続には被相続人が住所を有していた国の法を適用する（第45条）』と規定しており、被相続人が日本に住所を有し、かつその財産も日本にある場合には日本民法が適用されます。

・本国法：「韓国」

韓国国際私法『相続は死亡当時の被相続人の本国法による（第49条1項）』と規定しており、韓国民法が適用されます。但し、不動産については所在地法と規定しており（同法第49条2項）日本にある不動産については日本民法が適用されます。

(4) 相続人の「国籍」さまざま

特別永住者の世代交代が進むにつれ、子や孫世代（3世：40代～及び4世：20代～）の帰化申請や日本人との婚姻等により、相続手続の当事者となる家族の国籍をみると「日本」「韓国」「朝鮮」と混在しています。

また、特別永住者1世及び2世の世代との価値観や考え方の面で大きな差があり、本国に対する帰属意識の希薄さも相まって、手続上だけでなく心情面でもいろいろ苦勞される相続人や家族も見受けられます。

今後ますます増加が予想される特別永住者に関わ

る相続手続においてはこのような事情も理解して対応することが必要と感じています。

【参考文献】

在日本朝鮮人人権協会 編者
「在日コリアン暮らしの法律Q&A」（日本加除出版株式会社）

お知らせコーナー

日行連発第327号
平成26年7月1日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 矢野 浩司

社労業務取扱証明書の発行について（お願い）

平成11年度より社労業務推進の一環として行って参りました社労業務取扱証明書の発行・回収について、今年度も引き続き実施することといたします。

つきましては、下記の要領にて、希望会員向けの周知及び新規発行の募集を行いますので、「社労業務取扱証明書発行願い」（様式1）の取りまとめ等ご協力をお願い申し上げます。

なお、様式については、日行連HP→会員ページ「連c o n」へログイン→業務関連情報→社労税務経営部門→「社労業務取扱い証明書の発行に係る各種様式ダウンロードについて」（2012年3月15日配信）において、PDFファイルでご用意しております。

記

1. 会員向け周知、募集方法：月刊「日本行政」平成26年9月号に案内を掲載予定
2. 発行要領：別紙のとおり
3. 希望会員から単位会への申込締切日：平成26年9月26日（金）必着
4. 各単位会から日行連への申込締切日：平成26年10月3日（金）必着
※お手数ですがPDF化した「発行願い」をメールに添付してお送りください。

宛先：日行連事務局 業務課業務一係 nichigyoren@gyosei.or.jp

以上

(別紙)

【社労業務取扱証明書 発行要領】**(1) 新規発行について**

- ①希望会員より申込みがありましたら、経過措置該当者であることをご確認いただき、日行連への申込締切日までに一括して日行連業務課宛に申込書を送付願います。前年度までに発行済み会員の重複申込みはできませんので、ご留意願います。
- ②昭和55年改正法施行当時会員であった方が、一度、退会・廃業し、再度入会・登録した場合は入会年月日の欄に、昭和55年9月1日現在会員であったことが確認できるよう、昭和55年9月1日以前の入会日、退会・廃業日、及び再度入会・登録した日を記載するようご指導願います。
- ③証明書の作成には1～2ヶ月を要します。
- ④証明書は出来上がり次第、日行連より各单位会宛に送付いたしますので、貴会より会員へ配付してくださるようお願いいたします。

(2) 再発行について

前年度までの発行済み会員の再発行につきましては「社労業務取扱証明書再発行願い」(様式2)にて、別途お申し込み願います。再発行につきましては、制作費及び郵送料は個人負担となりますので、ご了承願います。

(3) 返却について

発行済み会員の退会・廃業に際しては、「社労業務取扱証明書返却届出書」(様式3)に証明書を添えて、単位会経由で日行連業務課宛返却をお願いしておりますので、該当会員へのご指導をお願いいたします。

※再発行、返却につきましては随時行っております。

※※各種様式(様式1, 2, 3)の入手方法

日行連HP→会員ページ「連con」へログイン→業務関連情報→社労税務経営部門→「社労業務取扱い証明書の発行に係る各種様式ダウンロードについて」(2012年3月15日配信)において、PDFファイルでご用意しております。

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページの申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日 毎月第4木曜日に開催
時 間 午後1時30分から

【産廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日 毎月第4木曜日に開催
時 間 午後1時30分から

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録(車庫証明含む)について
開催日 平成26年9月10日(水)
時 間 午後1時30分から

運輸交通部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について
開催日 平成26年9月3日(水)、平成26年10月2日(木)
時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について
開催日 平成26年9月24日(水)
時 間 午後1時30分から午後4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立について
開催日 平成26年9月9日(火)、平成26年10月14日(火)
時 間 午後1時から午後4時30分まで

法人経営部

平成26年9月1日

会 員 各 位

 建設環境部
 運輸交通部
 国際・私法部
 土地利用部
 法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 書類作成相談会【株式会社設立・風俗営業許可申請】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647

会員訪問記



東名支部 小河 英仁 会員

会報委員 中村 幸司



梅雨が明けて暑さが厳しくなった7月の中旬に、東名支部の国際・私法部部长を務めておられる小河英仁会員の事務所に訪問させて頂きました。事務所は、名鉄瀬戸線喜多山駅から徒歩1分という非常に立地の良い場所にあります。

小河会員は、昭和45年に名古屋で生まれ、平成23年に地元の守山区で行政書士事務所を開業されました。『業務経験もない、人脈もない、お金もない』という状態での開業だったそうですが、事務所がある地域は比較的高齢者が多いため、開業当初から遺言や相続に関する相談を受けることが多く、自然と遺言書の作成や相続手続きが主力業務となっていったそうです。

遺言・相続の業務以外にも、建設業許可や風営法許可など様々な分野の業務を手掛けられていますが、初めて扱う業務の場合はやはり不安に思うことも少なくないようです。それでも、支部の行事に参加した時に、「私たちは仲間ですから、何でも気軽に相談してくださいね」「困ったことがあればちゃんとフォローしますから」と言ってもらえたことで、自信を持って業務に取り組めるようになったと、支部の先輩へ感謝されていました。

このように周りの方と良好な関係が築けているのも、小河会員の明るく誠実な人柄と支部活動などへ積極的に参加してコミュニケーションを密にとって

いるからこそだと思います。また、お客様に対しても同様に、信頼関係を築いていけるように、コミュニケーションを大切にし、どんなことでも気軽に相談して頂けるような雰囲気作りを心掛けているそうです。そのため、行政書士業務だけでなく行政書士業務以外の事を相談されることもあるようですが、他士業の方とも連携を取りながら少しでもお役に立てるようにと奮闘されております。

人との繋がりを大切にされている小河会員の趣味は、小・中・高と続けてきた野球だそうです。高校では野球部のキャプテンも務められていたそうで、その頃から周りの人に頼られる存在だったことがわかります。（私も頼りにさせて頂いています。）また、支部のボーリング大会でも優勝されるなど、スポーツが得意で体を動かすことが好きということで、お客様のところへもできる限り自転車に乗って伺っているそうです。

今回お話を伺う中で、このアクティブさと人との繋がりを大切にする姿勢が、小河会員の業務を行う根幹になっているのと感じました。

お忙しい中貴重なお時間とお話を頂き、誠にありがとうございました。小河会員の今後益々のご活躍を祈念いたします。

支部だより

新城支部

平成26年度 定時総会&支部懇親会

会報委員 矢澤 あや子

日時 平成26年5月9日(金)
午後4時～午後8時30分
場所 新城文化会館 料亭つくし
出席者 14名



新城市副市長、新城設楽振興事務所長、愛知県行政書士会副会長を来賓に迎え、平成25年度事業報告・決算報告、平成26年度事業計画・収支予算等を議案に、支部総会が開催されました。

総会は議長の仕事のもと、滞りなく行われ、議案はすべて承認されました。

その後例年どおり、別会場において、新城市長、県議会議員を迎え、会員らとの懇親会が行われました。

県政報告や、市政についてのお話も聞け、今後第二東名の開通に伴い、この新城市及び近隣市町村の道路整備事業などに関してのお話も、とても興味深く拝聴させて頂きました。

時間が足りないと感じるほど、多くの意見交換等が出来き、とても有意義な懇親会となりました。

西尾支部

平成26年度 定時総会開催

会報委員 岩瀬 孝広

日時 平成26年5月13日(火)
午後5時より
場所 F & G シーズン
出席者 56名 (委任状による者も含む)

議題

平成25年度事業報告の件

平成25年度会計決算報告承認の件

平成26年度事業計画(案)承認の件

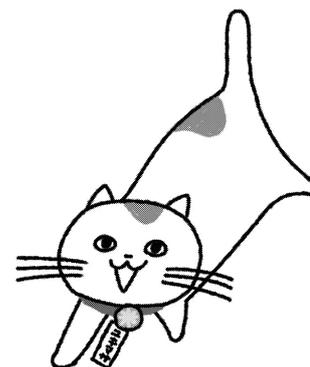
平成26年度会計予算(案)承認の件

各議題は満場一致にて可決承認されました。

来賓

西尾市長 榊原康正氏
愛知県議員 稲垣昌利氏
愛知県行政書士会副会長 西堀俊徳氏

来賓の方々に御祝辞を頂き、その後、懇親会となり多忙な日常の業務を忘れ、会員同士の親睦を図る事が出来ました。



東名
支部

平成26年度定時総会

会報委員 中村 幸司

日時 平成26年 5月17日(土)
午後 4時～午後 6時
場所 メルパルクNAGOYA
会員総数 115名
出席者数 90名 (当日出席35名 委任状55名)



去る 5月17日、平成26年度第13期東名支部定時総会が開催されました。

定刻、司会者の小島淳副支部長の開会のことばに始まり、岩永亨支部長が来賓の方々と出席会員へ挨拶をされた後、本会からお越しいただいた西堀俊徳副会長をはじめとする来賓の方々より順にご祝辞をいただきました。

その後、議長には奥山賢二会員、副議長には松原正和会員が指名され、議長による議事録署名者の指名と議長挨拶の後、直ちに報告事項及び審議事項に入りました。

報告事項 平成25年度 事業経過報告
第1号議案 平成25年度 収支決算報告
第2号議案 支部規則の一部改正について (案)
第3号議案 平成26年度 事業計画 (案)
第4号議案 平成26年度 収支予算 (案)
以上の議案につき、それぞれ議場に諮り、慎重審議を経て、満場一致にて可決承認されました。

議長退任後、閉会のことばで定時総会が締められました。

その後、会場を移し、会員相互の親睦を兼ねた懇親会が開催されました。定時総会から引き続き多くの会員が参加し、和やかな懇談の中、盛会のうちに終了いたしました。

名南
支部

平成26年度 定時総会・定期大会 支部研修会開催

会報委員 長峰 均

日時 平成26年 5月19日(月)
午後 5時40分～ 7時
場所 サイプレスガーデンホテル (金山)
会員総数 194名 (平成26年 3月31日現在)
出席者数 115名 (当日出席44名、委任状71名)
来賓者数 5名



標記の如く、平成26年度名南支部定時総会・大会が適正に開催されました。

【議事】

- 第1号議案 支部活動の概要ならびに平成25年度会務報告承認の件
- 第2号議案 平成25年度会計報告ならびに財産目録承認の件
監査報告 監事：鰐部伸一、頼田佳代子
- 第3号議案 平成26年度事業計画 (案) 承認の件
- 第4号議案 平成26年度会計予算 (案) 承認の件

定刻、まずは司会者に堀井敏秀副支部長が選出され、司会者進行の下、故細野叔人会員に対し、出席者全員で黙祷を捧げました。

続いて、青木功会員により開催宣言が発せられ、石川光男支部長の挨拶及び本会から出席された榎野公明副会長からの祝辞を戴きました。

議事に入るに当り、司会者から新入会員の紹介と出席会員数の確認・報告がなされた後、正副議長及び議事録署名人の選出が議場に諮られました。

議長には吉田秀子副支部長、副議長には鬼頭喜代志理事 (本会)、議事録署名人には出原輝明副支部長と岩佐慎一郎会員がそれぞれ選出されました。

議長の発議にて議事に入り、山本篤副支部長と安

田正倫会計担当幹事からの報告・提案が諮られ、審議の結果、一部意見は有ったものの、議案全て満場一致にて速やかに承認されました。

意見としては、①佐藤幸生会員による「補助金」について②水谷宏会員と山本享市会員による「図書配布」について③長峰均会員による「本会ホームページのパスワード取得・活用」について④鈴木孝一会員による「予算案」についてが、提言されました。

なお、支部総会に続いて開催された「日本行政書士政治連盟愛知会名南支部定期大会」に於いても、平成25年度運動経過報告及び決算報告が諮られ、審議の結果、異議なく承認されました。

最後に、河合治彦監事（本会）による閉会宣言にて総会・大会を終了しました。

総会・大会終了後、午後7時10分から出席会員及び来賓による懇親会が同ホテル別会場にて催されました。

懇親会に先立ち、来賓として出席された工藤彰三衆議院議員代理の西村氏と会員でもある荒川和夫名古屋市議員より挨拶を戴きました。

懇親会では川津聖司会員の進行の下、廣瀬雄一会員への永年役員表彰と藤川功介会員に内閣府消費者庁表彰（ベスト消費者サポーター賞）の受賞を記念して、それぞれ記念品を贈呈しました。

有意義な会員・来賓交流も酣、最後には恒例のビンゴゲームで締めとなりました。

なお、総会に先立って同会場にて午後4時～5時30分まで開催された支部研修会（出席者32名）『行政書士にとっての成年後見』では、石川支部長が講師を務められました。

講義では、①成年後見の必要意義②成年後見、無年金者、生活保護との関連③予算を介護から子育て支援へ移行④遺言と後見制度はセット等の内容を分り易く纏めた資料を基に説明して戴きました。

支部長の体験談として、法定後見では、裁判所の審判によって決定した報酬が支払えない被成年後見人も現実としているので、社会貢献の一環ではあるものの、業として報酬を得て生計を立てる我々行政書士にとっては、今後の課題ではあるとの事でした。

大変参考になる講義、有難うございました。

東三支部

研修会

東三支部 種井 亮

日 時 平成26年 5月31日(土)

会 場 穂の国とよはし 芸術劇場ぶらっと アートスペース

参加者 55名（補助者等含む）



法律知識よりも書類の書き方よりも、仕事を進めるうえで一番必要なものは「健康な心と体」であるとの趣旨に基づき、『腹式呼吸と細胞活性ストレッチ mixs.』の代表松本孝一氏を招いて、健康研修会を実施致しました。会員だけでなく、補助者や会員の家族なども参加OKということもあり、中には県外からの参加者もありました。

前半の松本先生の講義では、頭痛、肩こり、冷え症など、日頃よく聞く体の不調はどういう現象かを明快に説明され、薬の投与による治療は対処療法でしかない、と現代医療の問題点を指摘されました。そのうえで人間の肉体が本来持っている自然治癒力を引き出すことで、肉体の不調だけでなく、自律神経失調症やうつ病といった、心療内科系の病気も治すことは可能であることを、事例を挙げて説明されました。

休憩後の後半は実際に体を動かしての実技講習でした。松本先生が長年武道を通じて体得した身体の軸や筋肉の使い方と、腹式呼吸を組み合わせた独自の動きの説明に、参加者全員が真剣に聞き入りながら、体験することができました。

その後は参加者からの質問を受けるなど、和やかな雰囲気の中で健康研修会が終了しました。

これまでとは一味違った研修会ではありましたが、体を動かすことが少ない仕事でもあり、参加者にとって、健康について考える良い機会となったのではないのでしょうか。

尾張
支部

平成26年度 国際私法部研修

尾張支部 加藤 敏明

日時 平成26年6月14日(土)
午後3時～午後5時20分
場所 スペースパレット
講師 玉田 和弘会員（一宮支部）
出席者 13名



今回の研修会に講師として来てくださった玉田先生（一宮支部）は、稲沢市で国際関係業務を中心に開業されており、その実務経験から得た知識を多く披露してくださいました。

研修会には尾張支部の申請取次行政書士も何人か参加していましたが、頻繁に入国管理局に行っている行政書士は殆どいませんでした。玉田先生の話では、入国管理局で見かける行政書士は決まっているようで、行政書士として成功するには、専門業務を持つことが大切だと、あらためて考えさせられました。

研修会の大部分を占めた「在留資格ごとの必要書類」では、就労が認められる在留資格、就労制限の無い在留資格、原則就労が認められない在留資格等に分けて、必要書類や証明の方法、具体的な数字等を丁寧に説明していただき、これから申請取次を始めようとする参加者は勿論、申請取次行政書士にとっても、多くの知識を得る機会となりました。

この研修会で得た知識を生かした新たな申請取次のプロフェッショナルが誕生する!? そんな期待の持てる研修会でした。

名南
支部

研修会

名南支部 鰐部 伸一

日時 平成26年6月18日(水)
場所 石川行政書士事務所 3階セミナールーム
テーマ 『農地転用について』
講師 山本 篤氏（当支部副支部長）



当支部の6月研修会は土地開発、農地転用を主たる業務の一分野とされている、山本篤副支部長に農地転用に関する各号による申請書類と注意項目についての講義を受けた。農地転用は事業継承、相続に際しても手続の必要な業務であり、多方面にわたる質疑応答があり、日頃の業務にしている会員や、全く書類を作成したことがない会員の基礎的な指針となりました。さらに席を変え、交流会でも個別質問もあり有意義な研修会となりました。

岡崎
支部

定期借家契約に関する 無料セミナー

岡崎支部 小林 幸男

日時 平成26年6月21日(土)
午後1時～午後5時
場所 岡崎市図書館交流センター りぶら
講師 小林 幸男会員 (岡崎支部)



岡崎支部では、昨年に引き続き、一般市民向けセミナーを開催しました。

今年の第1弾は「定期借家契約のススメ・失敗しないアパート・借家経営」と題し、講演を行いました。

立退き請求時に正当事由が不要である等、貸主にとってメリットの大きい定期借家契約についての解説や、借家だけでなく、アパートでの活用事例の紹介がありました。

また、講師の経験に基づく賃貸業界の裏事情や歴史的な背景など、本に載ってないことも多く、内容の濃い講義となりました。

中央
支部

平成26年度 暑気払い

会報委員 中村 美帆子

日時 平成26年7月18日(金)
午後6時30分～午後8時30分
場所 Delicious foods & Bar TATULA 伏見店
出席者 45名



まだ梅雨も明けきらないこの時期、中央支部の夏の恒例行事、暑気払いが今年も行われました。

今年の会場となりましたのは「Delicious foods & Bar TATULA 伏見店」です。こちらのお店の目玉は何とんでも「フレアショー」です。「フレアショ

ー」とは、バーテンダーがボトルやシェーカーなどを使ってアクロバティックな演出でカクテルを作っていくショーのことです。映画「カクテル」でトムクルーズがパフォーマンスをしたことで世界的に認知が高まりました。

まずは、竹田勲支部長の挨拶から始まり、沖本一三会員による夏らしい乾杯のご発声で賑やかに歓談が始まりました。

今回はドリンクメニューが豊富で、普段聞きなれない名前のカクテルも多くあり、私もいくつか初めて飲むようなカクテルを作っていただきました。

会の開始から半分も過ぎたころ、お待ちかねの「フレアショー」が始まりました。カウンターの中でショーが始まると一斉にそちらに注目が集まり、息もつかせぬ迫力の中ショーは進み、出来上がった4杯の色とりどりのカクテルが新入会員4名の方に振舞われるというサプライズもありました。

締め挨拶を仙石秀久会員より頂戴し、夜風が心地よい中名残も尽きぬようでしたが、お開きの時間となりました。

夏は始まったばかりですが、おいしいお料理とお酒で会員の皆様の暑気も払われたご様子でした。

尾北
支部

平成26年度 第1回研修会

会報委員 伊藤 千勢

日時 平成26年7月18日(金)

午後4時～午後6時

場所 江南市民文化会館 2階 第2会議室

テーマ 『これからの行政書士業務』

講師 河本 清孝会員 (東名支部)

出席者 30名



尾北支部では、年に2～3回の研修会を開催しております。本年度第1回目は、お暑期中、東名支部より河本清孝会員にお越しいただき、幅広い知識と経験から、様々なお話をさせていただきました。

前半は、農業について、たくさんの資料を用意していただき、農業の現状とこれからの行政書士としての取り組みについてお話をいただきました。農業という、私には農地転用しか思い浮かびませんが、「6次産業プランナー」としての道もあるそうです。

このような、農業を生かす方向での分野と、農地転用等の休耕地の利用を考える分野の、両方をバランスよく見ることが業務確保につながるということを教えていただきました。

後半はソーラー発電について、河本講師が作成された各メーカーの商品比較の資料等をもとに、具体的なお話をさせていただきました。売電の原資は、知らないうちに「再エネ発電賦課金等」として、電気代とともに負担しているとのことには驚きました。

同じ行政書士であっても、その業務量には格差があります。行政書士ができる業務は8,000種類とも言われており、河本講師のようにアンテナを広げ、幅広い情報を得て、何が業務となるかを常に考えることが必要だと思います。貴重なお話をありがとうございました。

海部
支部

平成26年度 研修会

会報委員 太田 文安

日時 平成26年7月18日(金)

午後6時30分～午後8時30分

テーマ 『入管業務に関わる行政書士としての姿勢』
～外国人雇用と企業の国際化支援をする中で～

場所 津島市生涯学習センター 第2会議室

出席者 24名



今回は、西北支部に所属されている名古屋国際総合事務所所長の田澤満会員を講師として迎え、入管業務に関わる行政書士としての心構えや注意点、依頼者等に対する対応の仕方などに重点を置いた研修会を開催いたしました。

今回の研修は、実務的な流れや技術を学ぶものではなく、時代を反映した出入国管理行政の変遷、過去から現在にいたる企業の動向、また入管業務をするうえで、我々行政書士が気をつけるべきこと、してはいけないこと、さらには依頼者との距離の置き方などについて、講師の豊富な知識および経験に裏打ちされた貴重なお話をさせていただきました。

今回は特に他支部からの参加者も多く、行政書士として入管業務に関心ある会員が多いことに、改めて気づかされました。

前回に引き続き、研修会の後、講師を交えての懇親会を開催しております。こちらも多数の会員に参加いただき、支部内外の会員同士の交流も深まったことと思います。

豊田
支部

国際・私法部 平成26年度第1回研修会

会報委員 杉浦 美紀

日 時 平成26年 7月24日(木)
午後 3時～午後 4時30分
場 所 豊田商工会議所 203
講 師 豊田公証役場 山崎 世志也公証人
内 容 『公証役場の業務について
(豊田公証役場を中心にして)』

出席者 30名



豊田支部国際・私法部研修会が行われました。

豊田公証役場 山崎公証人をお招きし、

1. 主な取り扱い事件について
 2. 公正証書の作成が必要的とされる場合
 3. 公正証書の作成が有用とされる場合
- について中心に講義頂きました。

山崎公証人は平成24年10月から豊田の公証役場に赴任されました。公証人はお一人なため、業務は大変多忙であり、赴任されてみて事件数の多さに驚いたそうです。私たち行政書士も利用させて頂くことが多く、今回顔合わせの意味も含め、講師をお引き受け頂きました。

私たちが契約書等を作成する場合はお客様の立場に立って考えますが、公証人は裁判が起きた際に、裁判所に認められるかどうかを考えて作成されるそうです。特に条件付きの契約書は、その条件が何を以てて成就したのか。成就したことを証明するのが難しく、私たちが作成する際には、具体的な記載をお願いされました。

研修会後は公証人も懇親会に参加頂き、和やかな雰囲気、日頃の疑問を直接聞ける貴重かつ充実した研修会でした。

中央
支部

第1回 建設環境部会研修会

会報委員 中村 美帆子

日 時 平成26年 7月25日(金)
午後 6時～午後 8時
場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室
出席者 24名



全国で猛烈な暑さに見舞われ、岐阜県多治見市で今年最高記録の39.3度を記録したこの日、今年度第1回目の中央支部建設環境部会の研修会が行われました。講師には、名古屋支部から志治広和先生をお迎えして「建設業大臣許可申請について」知事許可との違いを中心にご講義いただきました。

志治先生は経営事項審査補助業務要員もされておられ、建設業許可申請等到大変精通しておられます。その幅広い経験の中でも特に苦労したことなどを話いただきました。

最初に一通り大臣許可と知事許可についてご説明いただき、実務で使われる申請書類や、その記載例の確認をしながら講義は進められました。

地方によって添付書類が少しずつ異なるということや、志治先生が実際に窓口で指摘されて驚いたことなど、正に経験に基づく貴重なお話を聞くことができました。

講義の中で質疑応答のお時間を取っていただき、一人ひとりの質問に丁寧にお答えいただきました。

そして最後に、建設業で最近話題になっていることの紹介として、建設業法等の一部が改正されることや建設業からの暴力団排除の徹底についてのお話がありました。

酷暑の中、志治先生にはわざわざお越しいただきとても感謝をしております。初心者にも大変わかりやすい講義をしてくださり本当にありがとうございました。

事務局だより

■平成26年6月

1日(日)	近藤昭一ビアパーティ参加
3日(火)	山田会長・熊田局長 県法務部文書課、財務局の総会御礼挨拶 届出済行政書士管理委員会開催[茨城会来会] ADR手続説明会開催 刈谷市役所無料相談会開催
4日(水)	山田会長 試験センター評議委員会出席 国際・私法部業務相談会開催 コスモスあいち部長会開催
5日(木)	部長会開催 広報部会開催
7日(土)	名城大学院科目履修 刑事法Ⅲ開催
8日(日)	昭和支部 近藤昭一ビアパーティ参加
9日(月)	自由業団体資格業ガイダンス開催 山田会長、西堀・前田・西川副会長、蟹江・子安・浅井常務理事、早川次長、熊田局長 県建設業 不動産課との会議出席
10日(火)	本会常設無料相談会開催 監察委員会正副委員長打合せ開催 西川・西堀副会長、伊藤次長 名古屋入管申取届出
11日(水)	西川副会長 日行連申請取次委員会出席 蟹江・子安常務理事 公証人会訪問 会報委員会(7月号校正)開催
12日(木)	西川副会長 日行連申請取次委員会出席
13日(金)	中地協監査会、中地協理事会、中部地方協議会定時総会開催
14日(土)	中部地方協議会定時総会開催
16日(月)	監察委員会開催
17日(火)	ADR手続説明会開催
18日(水)	山田会長 日行連常任理事会出席 日行連定時総会、日政連定期大会出席 自由業団体フレッシュマンフォーラム開催
19日(木)	日行連定時総会、日政連定期大会出席
20日(金)	日行連定時総会、日政連定期大会出席
21日(土)	名城大学院科目履修 民法Ⅰ開催
22日(日)	赤松広隆を囲むビール祭参加
24日(火)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 登録申請説明会開催 自由業団体資格業ガイダンス開催

■平成26年 6 月

25日(水)	自販連との懇話会開催 建設環境部支部担当者会議開催 法務部会開催 前田副会長、子安常務理事、岡田次長 自由業団体当番会引継会出席
26日(木)	常設無料相談員新規募集の面接開催
27日(金)	西川副会長 日行連申取事務研修、管理委員会出席 ADR紛争解決小委員会開催 常設無料相談員新規募集の面接開催 広報部会開催
28日(土)	名城大学院科目履修 刑事法Ⅲ開催 衆議院議員根本幸典を励ます会参加

■平成26年 7 月

1日(火)	ADR手続説明会開催 ADR紛争解決小委員会開催 刈谷市役所無料相談会開催 久野副会長、蟹江常務理事 県警訪問 子安常務理事、竹内支部長 名古屋市区役所訪問
2日(水)	届出済行政書士管理委員会開催 国際・私法部業務相談会開催 運輸交通部会開催 法人経営部書類作成相談会開催 子安常務理事、岡田次長、岩田職員 名古屋市区役所訪問
3日(木)	子安常務理事、岩永支部長 名古屋市区役所訪問
4日(金)	部長会開催 正副会長会開催 支部長会開催 安井美沙子参議院議員政経セミナー参加
5日(土)	名城大学院科目履修 刑事法Ⅲ開催 岡崎支部 中根康浩国政報告会参加
7日(月)	県法務文書課指導検査打合せ開催 土地利用部会開催
8日(火)	本会常設無料相談会開催 経理部会開催 ADR初級講座講師打合せ開催
9日(水)	法人経営部会開催 法人経営部支部担当者会議開催 日系人就労準備研修開催 子安・須崎常務理事、西脇支部長、松井職員 春日井ナンバー打合せ市役所訪問 須崎常務理事、亀井次長 県警駐車対策課、運輸局貨物課、整備局交通対策課訪問
10日(木)	参議院議員片山さつきを励ます会参加 西川・西堀副会長、伊藤次長 名古屋入管申取届出 日系人就労準備研修開催

■平成26年7月

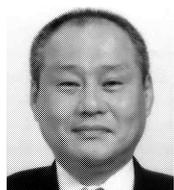
11日(金)	山田会長、前田副会長、佐山職員 中地協理事会出席 山田会長、前田副会長、松井職員 全平成26年度行政書士試験実施に係る説明会出席
12日(土)	名城大学院科目履修 民法 I 開催 科目履修謝恩会開催
14日(月)	山田会長、西川幹事長 議員会館訪問 長坂康正君を励ます会参加 池田佳隆君を激励する会参加
15日(火)	山田会長、西川幹事長 議員会館訪問 ADR手続説明会開催 苦情関係三委員会打合せ会開催
16日(水)	山田会長、西川幹事長 議員会館訪問 山田会長 日行連理事会出席 届出済行政書士管理委員会指定研修会開催
17日(木)	山田会長 日行連常任理事・理事会出席 騎虎の会参加 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 登録申請説明会開催 暴排責任者会議開催
19日(土)	斎藤嘉隆君と日本の明日を創る会参加
22日(火)	山田会長、西川副会長、浅井常務理事、早川次長 建設業不動産課との会議出席 試験正副責任者会議開催 子安常務理事、岩田職員 会報寄稿名城大依頼
23日(水)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催 ADR第1回手続実施
24日(木)	土地利用部研修会開催 建設業関係業務相談会開催
25日(金)	苦情対応委員会開催 コスモスあいち業務管理部会開催 コスモスあいち部長会開催
28日(月)	西川副会長 日行連申取実務研修、管理委員会出席 コスモス特別研修会[本部主催] 東郷てつや政経セミナー参加
29日(火)	建設環境部会開催 経審要員必須連絡会①開催 総務部会開催 法務部会開催 自民党県連大会参加
30日(水)	暴排定例全体会開催 日系人就業準備研修開催

会 | 員 | の | 動 | 向

平成26年7月25日現在

個人会員数 2,744人
法人会員数 18法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第14191251号
会員番号 第5338号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 田中 智之

事務所 行政書士事務所ポラリス
名古屋市中区丸の内二丁目7番19号 丸の内タナカビル5階
電話番号 052-684-6753 所属支部 中央



登録番号 第14191255号
会員番号 第5342号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 織田 隆史

事務所 織田行政書士事務所
北名古屋市九之坪天下地158番 CORPO ARION305号室
電話番号 0568-68-9698 所属支部 西北



登録番号 第14191252号
会員番号 第5339号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 富田 隆介

事務所 王立行政書士事務所
名古屋市千種区松軒一丁目9番17号
電話番号 052-880-0451 所属支部 中央



登録番号 第14191256号
会員番号 第5343号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 森井 隆則

事務所 森井隆則行政書士事務所
清須市西田中白山60番地 星の宮ビル3階
電話番号 052-401-7010 所属支部 西北



登録番号 第14191253号
会員番号 第5340号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 岩城 恒史郎

事務所 行政書士いわき総合法務事務所
名古屋市中区橋1丁目6番8号6B
電話番号 090-4252-2097 所属支部 中央



登録番号 第14191257号
会員番号 第5344号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 斉藤 正樹

事務所 行政書士斉藤事務所
名古屋市港区七番町2丁目7番地 エレガンスニュー小川303号
電話番号 080-3281-8438 所属支部 名古屋



登録番号 第14191254号
会員番号 第5341号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 山本 剛士

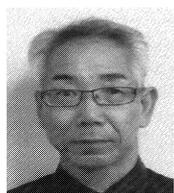
事務所 行政書士法人ティグレ名古屋事務所
名古屋市中区丸の内一丁目17番29号
電話番号 052-205-7217 所属支部 中央



登録番号 第14191258号
会員番号 第5345号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 若槻 暢子

事務所 落合行政書士事務所
名古屋市中村区宿跡町2丁目88番地の1
電話番号 052-710-3310 所属支部 名古屋

会員の動向



登録番号 第14191259号
会員番号 第5346号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 千草 辰美

事務所 行政書士千草事務所
名古屋市千川区山王一丁目8番28号 新日グリーンハイツ1階
電話番号 052-321-0067 所属支部 名古屋



登録番号 第14191264号
会員番号 第5351号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 平瀬 雄次

事務所 行政書士平瀬法務事務所
一宮市開明字杖先12番地1 マンションフレイクランス3A
電話番号 0586-61-4908 所属支部 一宮



登録番号 第14191260号
会員番号 第5347号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 川口 武

事務所 川口行政書士事務所
名古屋市昭和区八事富士見801番地 ラインマンション八事がアール番館702号
電話番号 052-835-0729 所属支部 昭和



登録番号 第14191265号
会員番号 第5352号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 垂井 志穂

事務所 行政書士垂井志穂事務所
津島市藤里町1丁目55番地1 朝日ビル201
電話番号 0567-97-3400 所属支部 海部



登録番号 第14191261号
会員番号 第5348号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 田辺 麻里子

事務所 アシスト行政書士事務所
名古屋市南区六条町4丁目117番地
電話番号 052-710-0800 所属支部 名南



登録番号 第14191266号
会員番号 第5353号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 杉江 斉

事務所 行政書士杉江斉法務事務所
半田市青山4丁目28番地の13
電話番号 080-9725-6977 所属支部 知多



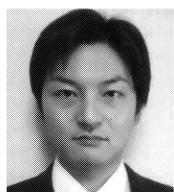
登録番号 第14191262号
会員番号 第5349号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 高橋 勝

事務所 高橋勝行政書士事務所
江南市古知野町久保見104番地
電話番号 0587-81-3014 所属支部 尾北



登録番号 第14191267号
会員番号 第5354号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 畔柳 洋介

事務所 行政書士畔柳洋介事務所
安城市里町森59番地3 1階
電話番号 0566-55-2431 所属支部 碧海



登録番号 第14191263号
会員番号 第5350号
入会年月日 平成26年6月1日
氏名 永田 修悟

事務所 行政書士永田総合事務所
稲沢市祖父江町馬飼1437番地
電話番号 090-7318-3521 所属支部 一宮



登録番号 第14191473号
会員番号 第5355号
入会年月日 平成26年7月1日
氏名 野村 篤司

事務所 行政書士事務所エベレスト
名古屋市中区錦二丁目15番19号 綿常HD錦ビル2階B号室
電話番号 052-212-8848 所属支部 中央



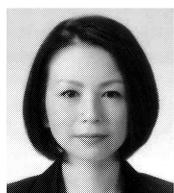
登録番号 第14191474号
 会員番号 第5356号
 入会年月日 平成26年7月1日
 氏名 中川 智義

事務所 行政書士中川事務所
 名古屋市中区丸の内三丁目20番5号 オアシス日向10階1005号室
 電話番号 052-212-8586 所属支部 中央



登録番号 第14191479号
 会員番号 第5361号
 入会年月日 平成26年7月1日
 氏名 森 隆

事務所 行政書士事務所リーガルサポート
 名古屋市中川区愛知町28番25号
 電話番号 052-354-5877 所属支部 名古屋



登録番号 第14191475号
 会員番号 第5357号
 入会年月日 平成26年7月1日
 氏名 寺嶋 紫乃

事務所 紫行政書士事務所
 名古屋市中区錦三丁目11番25号 アーク栄錦ニュービジネスビル308
 電話番号 052-212-8171 所属支部 中央



登録番号 第14191480号
 会員番号 第5362号
 入会年月日 平成26年7月1日
 氏名 陸 遥

事務所 行政書士陸事務所
 名古屋市港区七番町2丁目7番地 エレガンスニュー小川303号
 電話番号 080-3623-5661 所属支部 名古屋



登録番号 第14191476号
 会員番号 第5358号
 入会年月日 平成26年7月1日
 氏名 瀧沢 政行

事務所 白壁行政書士事務所
 名古屋市東区白壁四丁目59番地
 電話番号 052-931-6828 所属支部 中央



登録番号 第14191481号
 会員番号 第5363号
 入会年月日 平成26年7月1日
 氏名 奥田 輝男

事務所 行政書士奥田輝男事務所
 名古屋市南区氷室町7番19号
 電話番号 052-627-0038 所属支部 名南



登録番号 第14191477号
 会員番号 第5359号
 入会年月日 平成26年7月1日
 氏名 加藤 常行

事務所 加藤常行行政書士事務所
 名古屋市西区五才美町231番地の1 シーズンフォー1B号
 電話番号 052-508-6873 所属支部 西北



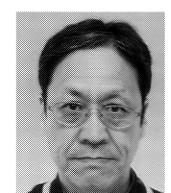
登録番号 第14191482号
 会員番号 第5364号
 入会年月日 平成26年7月1日
 氏名 那須 征史郎

事務所 行政書士瑞穂国際法務事務所
 名古屋市瑞穂区瑞穂通2丁目32番地 グレンパーク瑞穂通801号
 電話番号 052-893-8657 所属支部 名南



登録番号 第14191478号
 会員番号 第5360号
 入会年月日 平成26年7月1日
 氏名 岸本 浩明

事務所 サポート行政書士法人名古屋オフィス
 名古屋市中村区名駅3-23-6 第二千福ビル4F
 電話番号 052-562-1353 所属支部 名古屋



登録番号 第14191483号
 会員番号 第5365号
 入会年月日 平成26年7月1日
 氏名 加藤 直樹

事務所 N A O K I 行政書士事務所
 春日井市菅大臣町167番地
 電話番号 0568-83-5534 所属支部 尾張

会員の動向



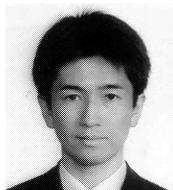
登録番号 第14191484号
会員番号 第5366号
入会年月日 平成26年7月1日
氏名 大川 朋子

事務所 行政書士大川朋子事務所
知多郡東浦町大字森岡字中町5番地の12
電話番号 0562-84-4712 所属支部 知多



登録番号 第14191489号
会員番号 第5371号
入会年月日 平成26年7月1日
氏名 永田 敏明

事務所 行政書士永田事務所
刈谷市井ヶ谷町池之浦55番地 ユニバーシティ刈谷208号
電話番号 0566-36-4558 所属支部 碧海



登録番号 第14191485号
会員番号 第5367号
入会年月日 平成26年7月1日
氏名 鈴木 隆文

事務所 行政書士岡崎中央法務事務所
岡崎市羽根北町4丁目3番地6 HATAYAアパートメント205
電話番号 0564-64-5760 所属支部 岡崎



登録番号 第14191490号
会員番号 第5372号
入会年月日 平成26年7月1日
氏名 沢田 裕行

事務所 行政書士事務所エイチ・アンド・エス
江南市松竹町高山192番地2
電話番号 0587-53-3493 所属支部 尾北



登録番号 第14191486号
会員番号 第5368号
入会年月日 平成26年7月1日
氏名 鈴木 晋也

事務所 行政書士鈴木晋也事務所
豊田市野見山町4丁目30番地
電話番号 0565-41-7601 所属支部 豊田



登録番号 第14191491号
会員番号 第5373号
入会年月日 平成26年7月1日
氏名 鈴木 孝雄

事務所 行政書士鈴木孝雄事務所
田原市夕陽が浜129番地
電話番号 0531-32-2231 所属支部 東三



登録番号 第14191487号
会員番号 第5369号
入会年月日 平成26年7月1日
氏名 横山 淳

事務所 行政書士横山淳事務所
豊田市西樫尾町大麦田18番地7
電話番号 0565-64-2436 所属支部 豊田



登録番号 第14191488号
会員番号 第5370号
入会年月日 平成26年7月1日
氏名 神戸 正康

事務所 行政書士神戸正康事務所
みよし市ひばりヶ丘二丁目11番地3
電話番号 0561-36-1571 所属支部 豊田

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	大野 貴史	名古屋市中区丸の内1丁目7番6号 丸の内Terrace0801	460-0002	052-212-8508	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	川本 弘基 川本弘基行政書士事務所			052-562-0178	氏名、 事務所名称、 事務所電話番号
名古屋	内木 志津子			052-446-7337	事務所電話番号
名古屋	深谷 雅俊	名古屋市中村区名駅南1丁目28番26号 宇徳ビル6階	450-0003		事務所所在地
名古屋	中出 淳一	名古屋市中村区竹橋町17番8号 セサミハイツ5006	453-0016	052-453-6177	事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	丸山 典生 丸山行政書士事務所	名古屋市昭和区菊園町5丁目1番地の6 貴英コーポ203号	466-0843	052-852-6011	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	宮田 英昭	名古屋市天白区福池二丁目294番地	468-0049	052-838-6960	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	酒井 英雄			052-627-0057	事務所電話番号
名南	森 俊樹			052-821-8765	事務所電話番号
東名	鳴瀧 みよ子			080-2657-6348	事務所電話番号
尾張	中垣内 ときよ 中垣内行政書士事務所	春日井市若草通三丁目46番	486-0914	0568-90-4040	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
尾張	梶田 恭子	春日井市廻間町526番地1	487-0031	0568-37-0676	事務所所在地、 事務所電話番号
尾張	齊藤 高弘	春日井市堀ノ内町2丁目12番地8 ラ・メゾンコンフォール105号	486-0829	0568-37-1256	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	河野 和子 こうの行政書士事務所			0586-87-7600	事務所名称、 事務所電話番号
一宮	万年 良宜			0586-85-9067	事務所電話番号
一宮	長屋 和利	稲沢市小沢三丁目8番1-101号	492-8212		事務所所在地
知多	吉口 孝司			0562-38-6411	事務所電話番号
岡崎	西村 万里子			0564-54-6310	事務所電話番号

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
碧海	平山 晃史			0566-56-2063	事務所電話番号
碧海	米谷 展生	知立市谷田町本林3丁目6番地1 エルデイム谷田101号	472-0015	0566-91-4868	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士オフィス・オキドキ				
東三	清田 勝男	豊橋市草間町字平南37番地5	441-8141		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士清田勝男事務所				

退会者のお知らせ

支部	氏名	退会日
昭和	青 木 真	平成26年5月27日
知多	近 藤 晃	平成26年5月28日
東三	鈴 木 里 始	平成26年5月30日
中央	平 野 まいこ	平成26年6月30日
西北	池 山 実 男	平成26年6月30日
西北	後 藤 二三夫	平成26年6月30日
西北	原 田 英 子	平成26年6月30日
海部	服 部 昭 三	平成26年6月30日

ご逝去会員のお知らせ

知多支部 大 島 守 三 会員 平成26年6月13日ご逝去（享年88歳）

中央支部 野 村 俊 夫 会員 平成26年6月22日ご逝去（享年55歳）

中央支部 加 藤 碩 孝 会員 平成26年6月28日ご逝去（享年70歳）

東三支部 中 西 芳 夫 会員 平成26年7月5日ご逝去（享年76歳）

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
会長 山 田 高 嗣

コスモス **Cosmos** ＊

愛知県で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌

2014年9月号



一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

通信

市民公開セミナー開催報告

日 時 平成26年7月10日(木)
午前10時30分～午後12時
会 場 刈谷市子ども相談センター
講 師 土土田副支部長
参加者 24名



日 時 平成26年7月19日(土)
公開セミナー 午後1時30分～午後3時30分
無料相談会 午後3時30分～午後4時30分
会 場 レディヤンかすがい
テーマ 第1部『一人暮らしから施設入所まで』～私の経験～
第2部『消費者被害の実際』
講 師 岡田広報部長
セミナー参加者 35名
相談件数 8件
相談員 平松副支部長、西堀名古屋管轄長、長谷川研修部長
岡田広報部長、二村会員

春日井市健康福祉部高齢福祉課のご協力のもと、春日井市のレディヤンかすがいにて市民公開セミナー・無料相談会を開催しました。中日新聞近郊版に開催記事が掲載され、多くの方がセミナー・無料相談会に参加されました。

今回のセミナーは、第1部『一人暮らしから施設入所まで』～私の経験～、第2部『消費者被害の実際』をテーマに、講師の実体験に基づく内容のもでした。

当日は、公務繁多の中、伊藤 太春日井市長が駆けつけて下さり、ご挨拶いただきました。

あとがき

表紙の市役所写真を見ますと、どこの市役所も立派で驚かされます。私の住む豊田市も、財政が豊かで、公共施設はデザイン性・機能性を兼ね備えています。建築物としても魅力的な役所を持つ愛知県に住んでいることを誇りに感じます。

さて、本会報の校正は、264号から、担当副会長以下6名態勢になりました。当初は、個人の負担が増え、時間内に終わるのか心配でしたが、大変チームワークが良く、連携し行っています。編集の中核の子安部長は大変朗らかで笑顔を絶やさないう方です。袴田委員長は細やかな神経を使い、確認を怠りません。長峰副委員長はドンと構えたご意見番で、当の私は誤字脱字のチェック係です。小さい頃から、間違え探しなど大好きで、得意分野だと思っています。

記事を一字一句見逃さずに読み進めると、記事を書いて下さった方の思いが伝わり、知識と共に、普段と違った一面を見ることが出来ます。また支部だよりは地域性があり、投稿いただいて初めて支部の動向を知ることが出来ます。忙しいなか記事を書いて下さった方々にこの場をお借りして感謝を申し上げますと共に、今後も会報を支えてくださいますようお願い申し上げます。

会報副委員長 杉浦 美紀

会報266号 担当

広報部	担当副会長	前田 望
	部長	子安 幸代
	次長	岡田 英紀
会報委員会	委員長	袴田 崇
	副委員長	長峰 均
	副委員長	杉浦 美紀

★新連載開始にともなう

投稿コーナー原稿募集終了のお知らせ★

今月号をもちまして、投稿コーナーを閉鎖させていただきます。これまで投稿頂きました皆様には大変感謝しています。ありがとうございます。次号より新連載が始まりますので、お楽しみに。

《今月の表紙》

岡崎市は、愛知県の中央部に位置し、古より東西交通の要衝として栄え、歴史と伝統、豊かな自然に恵まれた中核都市です。

大正5年に市制を施行し、2年後の平成28年には、市制施行100周年を迎えます。来年には、家康公顕彰四百年を控え、「家康公生誕の地」としての歴史遺産や独自の伝統的文化遺産、水辺空間を活用した、新たな観光産業の創設を推進しています。特に、岡崎城と乙川を背景にした、「乙川リバーフロント地区整備」では、人道橋の新設や徳川四天王の石像設置のための調査・設計を行うとともに、ライトアップを重視した岡崎公園を含む整備計画を策定していきます。また、親子で楽しめる恐竜モニュメントを新たに東公園に設置するなど仮称「恐竜の森」構想も進めていきます。

これからも、次世代を担う子どもたちが、創造力を高め、夢膨らませることができるよう「夢ある次の新しい岡崎」に向け、一つずつ着実な市政運営に取り組み、更なる発展を目指していきたくと考えています。

(岡崎市役所 市長公室広報広聴課より)

会報266号 平成26年9月1日発行

発行人 山田 高嗣

編集人 子安 幸代

袴田 崇

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL (052) 931-4068 (代)

FAX (052) 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

行政書士制度広報月間(平成26年10月1日~10月31日)

行政書士による電話無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお受けいたします

開設日 平成26年**10月1日(水)**

時間 午前10時から午後4時まで

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款作成
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発許可／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等

※当日は電話相談のみ受け付けます。面接相談を希望の方は、その旨お伝えください。
(常設無料相談会は毎月第2火曜日)

相談専用電話番号 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分